

原審:広島地方裁判所三次支部令和3年(ワ)第29号 損害賠償請求事件

## 控 訴 趣 意 書

控訴人(原告) 高野邦夫(コウノクニオ)

被控訴人(被告) 国 代表者法務大臣 古川 禎久

上記当事者間の広島地方裁判所三次支部令和年3年(ワ)第29号損害賠償請求事件〔令和4年4月27日判決言渡・同年5月2日控訴〕につき、控訴人は下記の通り控訴趣意書を陳述する。

◎付属書類 無し

令和4年6月2日

上記控訴人 こうのくに 高野邦夫 お

広島高等裁判所民事部 御中

### 記

以下においては控訴人を「私」、被控訴人国を「国」と略称し、その他の用語については、なお従前の例による。

#### 第一. 序 論

1. 原判決には多大の不服があるけれども、就中、断じて承服しかねる点を掻い摘んで控訴趣意(理由)として陳述する。
2. 原審で提出済の甲号証に加え、その甲号証によって裏付けた主張は、そのまま陳述する。

#### 第二. 廃棄物不法焼却罪の構成要件該当性について

1. 廃棄物処理法第一六条は、廃棄物の不法投棄を禁止している(不法投棄罪)。
2. 廃棄物処理法第一六条の二は、廃棄物の不法焼却を禁止している(不法焼却罪)。
3. 原判決は、控訴人(原告)が不法焼却罪の被害者に該当しないから、告訴権者ではないと判示した。そうなら、不法投棄罪によって自己の所有地に廃棄物を投棄された者も被害者ではないという事になってしまいます。これは有形物だけを保護法益と考える唯物至上主義に基づく判断という他ない。
4. 確かに廃棄物法は、一般的・包括的に環境破壊行為を禁止する趣旨である。ここで環境破壊行為というのは、近隣住民の住環境破壊行為を当然包摂していると解される。そうでなくては、自己の所有地に廃棄物を不法投棄された者も泣き寝入りの憂き目に遭遇する他なくなってしまう。不法投棄罪と不法焼却罪は平行に解釈されなければならない。

★廃棄物処理及び清掃に関する法律

・第一六条（投棄禁止）

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

・第一六条の二（焼却禁止）

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却

二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

・第二五条

次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者

二

三 第七条の二第一項、第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行った者

四五六七八九十一十二

十四 第十六条の規定に違反して、**廃棄物を捨てた者**←不法投棄罪

十五 第十六条の二の規定に違反して、**廃棄物を焼却した者**←不法焼却罪

2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の**未遂**は、罰する。

5.所謂「環境権」は、憲法第 13 条を根拠とする新しい人権と称される具体的権利である。その貴重な環境権の侵害行為を受けても、告訴(刑訴法 230 条 1 項)すら出来ないとは、著しく社会通念に反する結果となってしまう。

○第 13 条〔個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重〕

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については

は、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

★民法第 1 条（基本原則）

1 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3 権利の濫用は、これを許さない。

★刑事訴訟法第二三〇条〔告訴権者①〕

犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる。

★刑事訴訟法第二三九条〔告発〕

何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

②官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

## 6.記号論理学的主張(国語の問題)

原審でも述べたが、個別的 $\in$ 一般的・包括的となり、個別的は一般・包括的の構成要素と解するのが日本語としての結論です。つまり、公衆とは個人の集合で、個人の存在なくして公衆は成り立たない。この点で個人が如何なる被害を受けても、廃棄物法違反の罪の被害者たりえない(個人は保護法益ではない)という判示は到底承服できない。なお(御用)学者の書いた注釈書(コンメンタール)など何の価値も無い。何故なら、学説は自由の名の下、具体的結果について何ら責任を負担しないからである。 $\in$ (しゅうごう=属する)

【広辞苑第五版】より引用

○いっばん - てき【一般的】

① 或る部類のものに共通であるさま。普遍的。

② 或る部類のもの大部分に共通であるさま。

○ほうかつ - てき【包括的】ハウクワツ・

全体を一つにまとめているさま。全体に及ぶさま。「一な説明」

○こ - べつ【個別・簡別】

一つずつ別に。個々別々。「一に処理する」「一指導」

○こう - しゅう【公衆】

① 社会一般の人々。「一の面前」

② 社会学で、広い地域に散在しながらも、マス・メディアなどを通じた間接的なコミュニケーションによって世論を形成する人々の集合体。

○しゅう - ごう【集合】シフガフ

集まりあうこと。集めあわせること。よりあい。あつまり「校庭に一する」「一体」  
[数] (set) 物のあつまりで、任意の物がこれに属するかどうか、およびこれに属する二つの物(集合の元あるいは要素)が等しいか等しくないかということ判別し得る明確な基準のあるものをいう。物  $a$  が  $A$  の要素であることを  $a \in A$  と表す。

### 第三.告訴の有効要件に関する判例違反・その他

- 1.原判決は、国提出の東京地方裁判所令和元年(ワ)第 24945 号判決(乙第 1 号証)と広島高等裁判所平成 31 年(ネ)第 54 号判決(甲第 7 号証)の採択で、乙第 1 号証を採択している。これは上告受理の申立が可能で、乙第 1 号証より甲第 7 号証が優先するのです。尤も、日本は成文法の国で、コモンロー(判例法)の国ではない。従ってこの点は暫し留保する。
- 2.そもそも「要件を具備した告訴状の受理を検察官が拒否出来るのか」が最大の争点だったのです。然らば、甲第 7 号証の判決が判示する告訴制度の趣旨からすれば、本件検察官には本件告訴状の受理義務が存在したと判示すべきだったのです。
- 3.本件返戻書(甲第 8 号証)は「告訴事実が特定されていないから返戻する」と述べている。然らば原判決が、本件告訴事実が特定されているかの前提事実につき判断を示すのが順序というものであった。判断が欠如した点は「告訴事実が特定されていない」とは、流石に判示出来なかったという他ない。この辺りの事情については、赤根智子(現国際刑事裁判所裁判官)の旧違法行為を立証する証拠(陳述書等)を提出する用意がある事を付記する。
- 4.警察に告訴を受理しない慣行が存在する事は昔から承知しております。これは警察官等の法的資質が低すぎるのが要因となっているようで「親告罪ではないから」と不受理とする事一つ取り上げてみても明らかである。

5. 検察官は流石に警察官とは違い、若干法的資質が優れているようで、要件を具備した告訴状を恣意的不受理とはしないようである。ただしこれは警察からの事件送致が無い場合に限定されるようである。つまり、犯罪捜査に関しては、検察官は別個独立の捜査機関でありながら、比喩的に言えば「警察に負んぶに抱っこされている」という実情がある。したがって、警察の責任が生じるような場合は告訴を受理しない慣行も存在する様である。広島地方検察庁三次支部においても、庄原警察署からの事件送致が無い事を確認してから受理して戴いた記憶がある。言葉は悪いが「馴れ合いと癒着構造からの悪慣行」でしょう。

★民事訴訟法第三一八条（上告受理の申立て）

上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。

判1 上告を受理すべき事件に当たるか否かを原裁判所が判断して、上告受理申立てを却下することは許されない。（最決平11・3・9判時一六七二一六七）

#### 第四. 結 語

1. 以上簡略に述べましたが、要するに原判決は、私を敗訴させることにより本件検察官の違法行為を闇に葬り去ろうとする国に迎合ないし与するものであり、同じ民事訴訟の当事者を平等に取り扱わなかった事になる。

2. ここで刑法第193条の権利に、刑訴法230条の告訴権は含まれないのか、国に釈明して戴きたい(求釈明)。

★刑事訴訟法第二三〇条 [告訴権者①]

犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる。

★刑法第一九三条（公務員職権濫用）

公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

3. 答弁書の提出も無い時期に取り急ぎ作成したもので、言い尽くせない点も多いのですが、能う限りの努力を行うつもりでおります。裁判官の良心が窺えるような裁判を求めるものであります。

以上控訴人 高野邦夫